

滋賀県障害者日中活動の場支援事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、滋賀障害者日中活動の場支援事業実施要綱（令和3年(2021年)4月1日付け滋障福第980号。以下「実施要綱」という。）に基づく事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるものとする。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象者は、実施要綱第3条に規定する事業を実施する市町とする。

(補助金の額)

第3条 この補助金の額は、別表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、市町に対する補助金については、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 この補助金の交付申請は、別記様式1により、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 この補助金の交付決定後において、事業の変更等により追加交付申請等が必要になった場合には、別記様式2により別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 この補助金の実績報告は、事業完了後30日以内に別記様式3により知事に提出しなければならない。

(標準事務処理期間)

第6条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第5条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(書類の提出)

第7条 規則およびこの要綱の規定により提出する書類は、知事が別に定める日までに県健康医療福祉部障害福祉課へ提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、滋賀県障害者日中活動の場支援事業費補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

(電子情報処理組織による申請等)

第9条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第4条2項の規定に基づく追加交付申請または第5条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度事業に適用する。

なお、この要綱の施行の際現にある改正前の滋賀県障害者日中活動の場支援事業費補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(別表)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率																											
就労継続支援 A型強化特別 支援加算	<p>次の要件を満たす通所による就労継続支援A型事業所</p> <p>(1) 就労継続支援A型サービス費（I）【職員配置7.5：1】を算定している事業所で、人員配置基準に加えて常勤換算で1.0人以上の生活支援員を加配している。</p> <p>(2) 上記（1）による加配の生活支援員については、当該就労継続支援A型事業所での勤務経験が3年以上であること。</p> <p>(3) 前年度の利用者実績において、①または②を満たす者（以下「重度障害者」という。）の利用実績が、事業所全体の利用実績の10/100を超えていること。</p> <p>① 身体障害者手帳1・2級、療育手帳重度（A）、精神障害者保健福祉手帳1級の手帳の交付を受けている者</p> <p>② ①以外の者で障害者手帳の交付を受けておらず、障害支援区分が3以上の者</p> <p>重度障害者1人日当たり</p> <table border="1" data-bbox="338 692 1377 962"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定員</th> <th colspan="3">重度障害者の利用割合</th> </tr> <tr> <th>10%を超える</th> <th>20%を超える</th> <th>30%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 20人以下</td> <td>3,700円</td> <td>3,000円</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>② 21人以上40人以下</td> <td>2,200円</td> <td>2,000円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>③ 41人以上60人以下</td> <td>1,600円</td> <td>1,500円</td> <td>1,450円</td> </tr> <tr> <td>④ 61人以上80人以下</td> <td>1,250円</td> <td>1,200円</td> <td>1,150円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 81人以上</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>重度障害者1人日当たりの単価×重度障害者のべ人日＝基準額</p>	定員	重度障害者の利用割合			10%を超える	20%を超える	30%を超える	① 20人以下	3,700円	3,000円	2,600円	② 21人以上40人以下	2,200円	2,000円	1,900円	③ 41人以上60人以下	1,600円	1,500円	1,450円	④ 61人以上80人以下	1,250円	1,200円	1,150円	⑤ 81人以上	1,000円	1,000円	1,000円	<p>事業所の運営に必要な次の経費に対する負担金補助及び交付金、扶助費等</p> <p>報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（光熱水費、燃料費および修繕料）、役務費（通信運搬費および手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等</p>	<p>1 / 2</p>
定員	重度障害者の利用割合																													
	10%を超える	20%を超える	30%を超える																											
① 20人以下	3,700円	3,000円	2,600円																											
② 21人以上40人以下	2,200円	2,000円	1,900円																											
③ 41人以上60人以下	1,600円	1,500円	1,450円																											
④ 61人以上80人以下	1,250円	1,200円	1,150円																											
⑤ 81人以上	1,000円	1,000円	1,000円																											